蚕室	一棟	東御市本海野八〇六
渡り廊下	一棟	東御市本海野八〇六
土蔵	一棟	東御市本海野八一二
蚕室	一棟	東御市本海野八一二
土蔵	一棟	東御市本海野八一七―一
物置	一棟	東御市本海野八一七―一
味噌部屋	一棟	東御市本海野八二〇―一
長屋	一棟	東御市本海野八二〇―一
井戸	一棟	東御市本海野八二〇―一
土蔵	一棟	東御市本海野八三七
物置	一棟	東御市本海野八三七
味噌部屋	一棟	東御市本海野八三七
土蔵	一棟	東御市本海野八四〇―一
袖壁	一棟	東御市本海野八四〇―一
土蔵	一棟	東御市本海野八四五
蚕室	一棟	東御市本海野八四五
主屋	一棟	東御市本海野八四八
板塀	一棟	東御市本海野八四八
蚕室	一棟	東御市本海野八六二、八六三―一
土蔵	一棟	東御市本海野八六六
渡り廊下	一棟	東御市本海野八七一―一
主屋	一棟	東御市本海野八七二
土蔵	一棟	東御市本海野八七二
渡り廊下	一棟	東御市本海野八七二
蚕室	一棟	東御市本海野八七六
土蔵	一棟	東御市本海野八八五―二
木戸・物置	一棟	東御市本海野八八四―二
土蔵	一棟	東御市本海野八八五―一
台所	一棟	東御市本海野八九〇
物置	三棟	東御市本海野八九〇
乾燥場	一棟	東御市本海野八九〇
土蔵	一棟	東御市本海野九一三

○文部科学省告示第四十二号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十四年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成四年文部省告示第三十三号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十六日

文部科学大臣　平野　博文

別表一に、次の表に掲げるものを追加する。

［別表一　佐渡市宿根木伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物 公会堂	一棟	佐渡市宿根木四五六番地

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

［別表三　有田町有田内山伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物 主屋	一棟	有田町上幸平一丁目一二九番地二

○文部科学省告示第四十三号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十四年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成九年文部省告示第百三号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十六日

文部科学大臣　平野　博文

別表一中、次の表に掲げるものを削除する。

［別表一　若狭町熊川宿伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物 庫裡	一棟	上中町熊川三〇―一一―一

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

［別表二　香取市佐原伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物 主屋	一棟	香取市佐原イ四九〇番地六、四九〇番地九

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

［別表三　うきは市筑後吉井伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物 主屋	一棟	うきは市吉井町九六七―三

○文部科学省告示第四十四号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十四年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十年文部省告示第七十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十六日

文部科学大臣　平野　博文

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

［別表三　室戸市吉良川町伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物 主屋	一棟	室戸市吉良川町二一四三番地三

○文部科学省告示第四十五号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十四年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十一年文部省告示第八十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十六日

文部科学大臣　平野　博文